

お客様各位

日本E R I株式会社

省エネ計算書への「適判用」の印字について

平素より、弊社にご申請いただき誠にありがとうございます。

省エネ適合性判定においてご提出いただく Web プログラムから出力した省エネ計算書には、国が提供する「省エネ計算結果登録システム」により「適判用」の印字を行うことが2025年4月より必要となっております。弊社におきましては、これまで印字が付されていない場合であっても受付を行ってきたところですが、今般発出された国土交通省からの技術的助言（国住参建第617号 令和8年4月24日）により『特段の事情がない限りは「適判用」との印字が付された計算結果について受け付ける』旨が示されたことを受け、2026年6月1日以降に新規に申請される省エネ適合性判定より、当該印字を求めさせていただきますので、お知らせさせていただきます。不明な点がございましたら、各支店へお問い合わせください。

■ 印字が必要となる申請

新規申請が2026年6月1日以降（計画書第一面に記載の日付）となる省エネ適合性判定及びこれに該当する物件の計画変更、軽微変更該当証明申請

※省エネ適合性判定以外の制度における省エネ計算書への印字は求めません。

※コース2により他制度の図書在省エネ適合性判定に活用する場合は省エネ計算書への印字は求めません。

■ 印字のイメージ

エネルギー消費性能計算プログラム(非住宅版) モデル建物法(単用途計算結果)			適判用 2401960000
1. 計算結果及び評価結果			
(1) 建築物の名称	サンプル建物		
(2) 床面積	10,000.82	XML ID/再出力コード	
(3) 省エネ地域区分/年間日射地域区分	6地域 / A3区分	0ae7facb-5c8a-4564	
(4) モデル建物	事務所モデル	*LAA-UFKV-SZIQ-RKRR	
(5) 評価結果	-----		
年間熱負荷係数	【BPI _m 】	0.96	

■ 備考

・省エネ計算結果登録システムについては[こちら](#)又はQRコードよりご確認ください。



以上